

基地上空及び基地外柵より
300m以内の飛行を含む小型無人機等
の飛行を希望する場合について

本資料をご確認の上、担当部署までご連絡ください。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第1項の規定により、下図の基地上空及び青線の枠内については、小型無人機等の飛行が禁止されています。



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



当該区域において、小型無人機等の飛行を希望される場合は、飛行当日15日前（基準）までに以下の担当部署までご連絡ください。

担当部署：航空自衛隊松島基地
第4航空団司令部防衛部 防衛班
(0225-82-2111 (内線：252))